

和歌山県知事選挙及び和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙 (令和7年6月1日投票日)の投票について

～転出・転入されるみなさまへ～

この選挙で投票できるのは、県内の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。

今までお住まいの市町村から転出し、県内の他の市町村へ転入される方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、下の表をご覧ください、お間違えのないようにしてください。

旧住所地（登録されている住所地）での投票の場合、旧住所地に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続を取ることににより、新住所地で「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

なお、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、市町村長が発行する証明書(※)の提示等により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。
※ 証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会におたずねください。

1 和歌山県内の市町村に転入届をされた方（2に該当する方を除く。）

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
県外からの転入者	R7. 2. 14以前に転入	○		
	R7. 2. 15以後に転入			○
県内市町村からの転入者	R7. 2. 14以前に転入	○		
	R7. 2. 15以後に転入	△(※1)	○(※2)	

2 知事選挙と同時に県議会議員補欠選挙が行われる選挙区（日高郡）内の各町に転入届をされた方

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
県外からの転入者	R7. 2. 22以前に転入	○(※3)		
	R7. 2. 23以後に転入			○
県内市町村からの転入者	R7. 2. 22以前に転入	○(※3)		
	R7. 2. 23以後に転入	△(※1)	○(※2)	

※1 投票用紙を旧住所地に請求したうえで、不在者投票のみできます。

※1, 2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示等の方法により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。なお、旧住所地が県議会議員補欠選挙の行われる選挙区内である場合には、旧住所地で県議会議員補欠選挙（旧住所地の選挙区）の投票もできます。

※3 県議会議員補欠選挙の投票もできます。届出の日がR7. 2. 15からR7. 2. 22までの方が、期日前投票、不在者投票を行う場合は、最寄りの市町村選挙管理委員会におたずねください。

和歌山県選挙管理委員会／市町村選挙管理委員会